

答 申 第 9 6 号

平成27年1月29日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成27年1月15日付佐市福総第1037号により諮問がありました「佐賀市における生活交通のあり方に関する調査・分析業務における高齢者の個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。